

保健室の広さと保健室活動に関する調査研究

—中学校保健室の現状について—

山 本 勉

はじめに

学校の保健室は、健康診断、健康相談、救急処置等を行なうために設けられるもの（学校保健法第19条）とされている。

一方、今日の学校保健は、児童生徒及び教職員の健康管理や救急看護のみならず、環境衛生の管理、健康の保持増進に関する学習指導、個別指導及びそれらの効果的推進のための組織活動、事務処理等広範囲の活動を含んだものとなっており、それらの活動の中心的な役割をもつ場としての保健室という考え方が一般化されてきている。^{①~④}

さらには、各種の検査、調査とそれらの分析から健康問題への対処、教育、研修や研究に至るまでの機能をもつ「保健センター」としての保健室という構想^{⑤⑥}もある。

このように、保健室の必要性あるいは重要性が述べられているにもかかわらず、「保健室については、かなりの学校が専用の部屋を持っているが、宿直室などと兼用している学校もあり、少数ではあるが、まったく保健室を設けていない学校もみられる。さらに、これらの保健室のなかには、狭あいであったり、設備が整っていないなどふじゅうぶんなものもみうけられる状況にある。^⑦」といわれる現状である。

そこで、今回中学校の保健室の広さと、保健室における各種活動の実態に関する調査を行ない、学校保健活動推進のうえから、望ましい保健室の広さについて考察した。

調査対象と方法

1. 調査対象

岡山県内の市町村（学校組合を含む）立中学校（分校を除く）178校、回収率100%。

2. 調査方法及び時期

質問紙（岡山県教育委員会、同学校保健協会共同作成）法により、昭和52年1月10日現在における昭和51年度中の状況について調査。

3. 記入者

各学校養護教諭（担当教員を含む）保健主事または保健係教員。

4. 調査内容

- (1) 保健室の広さ
- (2) 専用保健室、兼用保健室の別
- (3) 保健室において行なった学校保健活動
- (4) 保健室において行い、かつ便利であった学校保健活動

結果と考察

1. 保健室の広さと専用、兼用の別（表1、2）

- (1) 岡山県内の公立中学校（分校を除く）178校の全てに保健室が設置されており、「1教室以上」の広さのもの49（27.5%）、「2分の1教室以上1教室未満」のもの56（31.5%）、「2分の1教室未満」のもの73（41.0%）という内訳であった。

市部、郡部ともに「2分の1教室未満」が最も多く、次いで、市部では「1教室以上」

が、郡部では「2分の1教室以上1教室未満」が多かった。

全体としては、狭い健康室ほど多い。

- (2) 専用保健室は140(78.7%)、兼用保健室は38 (21.3%) となっているが、昭和45年度における全国の中学校保健室の状況^⑦（専用室84.7%、兼用室14.5%、保健室なし 0.8%）と比較して、兼用室の割合が高くなっている。

また、広さが狭いものに兼用室が多いという状況であり、このことは、狭い保健室が、保健以外の活動に使用されるので、学校保健の立場からみて、好ましくことではない。

表1 公立中学校の保健室の状況

(1976年度岡山県)

保健室の広さ等	(分枝を除く)	全	保健室の広さ						配 置 校 養 護 教 諭 (註3)	養護教諭配置校における保健室の広さ						未 配 置 校 養 護 教 諭	養護教諭未配置校における保健室の広さ							
			1教室以上 (註1) 2教室未満			1教室未満				1教室以上 1教室未満		1教室未満		1教室以上 1教室未満			1教室未満							
			専用	兼用	専用	兼用	専用	兼用		専用	兼用	専用	兼用	専用	兼用		専用	兼用						
			専	兼	専	兼	専	兼		専	兼	専	兼	専	兼		専	兼						
岡山市		29	8		9	2	7	3	28	8		9	2	7	2	1								
倉敷市		20	11	1	5		3		20	11	1	5		3										
津山市		5	3	2					4	3	1					1		1						
玉野市		7			3		4		7			3		4										
笠岡市		12	2	1	2	1	5	1	8	1		2	1	4		4	1	1				1	1	
井原市		3	1	1			1		2		1			1		1	1							
総社市		4			1		2	1	3			1		2		1								1
高梁市		7	1				3	3	4	1				2	1	3							1	2
新見市		9			1		4	4	4			1		2	1	5							2	3
備前市		3	1		1		1		3	1		1		1										
市 計		99	27	5	22	3	30	12	83	25	3	22	3	26	4	16	2	2				4	8	
%		100	27.3	5.1	22.2	3.0	30.3	12.1	100	30.1	3.6	26.5	3.6	31.4*	4.8	100	12.5	12.5				25.0	50.0	
御津郡		5			2	1	1	1	3			2	1			2							1	1
赤磐郡		5	3		2				3	1		2				2	2							
和気郡		4	2		2				3	2		1				1						1		
邑久郡		4	1		1		1	1	2	1		1				2						1	1	
児島郡		1			1				1			1												
都窪郡		1					1		1					1										
浅口郡		5	1		1		2	1	4	1		1		2		1								1
小田郡		3			1		1	1	2			1		1		1								1
後月郡		1	1						1	1														
吉備郡		1					1		1					1										
上房郡		5	1	1	1		2		2	1		1				3		1					2	
川上郡		7	1		2	1	2	1	4	1		1	1	1		3					1		1	1
阿哲郡		6			2	3	1		2			2				4							3	1
真庭郡		9	2		3		3	1	5	2		3				4							3	1
苫田郡		5	1		2	1		1	3	1		2				2							1	1
勝田郡		4			1		3		3			1		2		1							1	
英田郡		6	3			1	2		3	2				1		3	1					1	1	
久米郡		7			5			2	4			4				3						1		2
郡 計		79	16	1	24	7	21	10	47	13		21	5	8		32	3	1	3	2	13	10		
%		100	20.2*	1.3	30.4	8.9	26.6	12.6*	100	27.7		44.7	10.6	17.0		100	9.4	3.1	9.4	6.3	40.6	31.2*		
市郡計		178	43	6	46	10	51	22	130	38	3	43	8	34	4	48	5	3	3	2	17	18		
%		100	24.1*	3.4	25.9*	5.6	28.6*	12.4	100	29.2	2.3	33.1*	6.1*	26.1*	3.1	100	10.4	6.3	6.3	4.1*	35.4	37.5		
総 計		178		49		56		73	130		41		51		38	48		8		5		35		
%		100		27.5		31.5		41.0	100		31.6*		39.2		29.2	100		16.7		10.4		72.9		

註1 1教室は約70㎡、註2 専用は保健室のみに使用、兼用は他の目的にも使用、註3 養護助教諭、市町村費養護担当教員を含む、註4 ※印は調整数値

(3) 学校規模（学級数）を基準に算定されている国庫補助の算定基礎（表3）に照らしてみただけの場合、それに「適合」するもの113（63.5%）「ほぼ適合」するもの18（10.1%）、「不適合」のもの47（26.4%）となっており（保健室の性格上兼用室は、広さに関係なく「不適合」とした）、21学級以上の大規模校における「適合率」が、中規模以下に比較して低くなっている。

(4) 養護教諭（養護助教諭、市町村費負担の養護担当教員及びそれらの兼務者を含む。以下同じ）配置校と未配置校とでは、広さ及び専用保健室の割合いずれも前者が勝っている。

すなわち、学校保健に関する専門職である養護教諭と保健室との関係は密であり、保健室の広さや専用保健室の確保と養護教諭の配置とは、強い関連があると考えられる。

表2 公立中学校の保健室の状況（学校規模別）

広さ専用 兼用の別 学級数	1 教室 以上		1/2教室以上1教室未満		1/2 教室 未 満		合 計		
	専 用	兼 用	専 用	兼 用	専 用	兼 用	専 用	兼 用	計
～ 8	4	2	13	6	31	19	48	27	75
9 ～ 14	18	2	15	2	13	2	46	6	52
15 ～ 20	9	1	11	1	5		25	2	27
21 ～ 26	7	1	5		2		14	1	15
27 ～	5		2	1		1	7	2	9
合 計	43 * (24.1)	6 (3.4)	46 * (25.9)	10 (5.6)	51 * (28.6)	22 (12.4)	140 (78.7)	38 (21.3)	178 (100)
	49 (27.5)		56 (31.5)		73 (41.0)		178 (100)		

註 単位は校□内は、学校施設設計指針における基準に適合するもの[]内は、ほぼ適合するもの。
合計欄の()内は全校に対する割合(%)を示す。

表3 中学校保健室の面積に関する参考基準

学 級 数	6	12	18	24
保 健 室 の 面 積 (㎡)	18	29	37	45

中学校校舎補助基準の算定基礎（文部省管理局）

2. 養護教諭配置校の保健室の広さ別利用及び利用の状況（表5・6、図1）

調査時点においては、岡山県内の中学校の養護教諭配置率は73.0%であり、配置校における学校保健活動の推進状況と未配置校におけるそれとは同レベルでないので、保健室の利用ならびに便利状況については、養護教諭配置校（130校）のみを対象に調査した。

(1) 学校保健活動として一般的な7種類11項目（表4）についての保健室の利用状況を見ると、次の順位で保健室の利用率（全保健室のうちで、それぞれの活動に利用されたものの割合）が高かった。

- ① 救急看護に関する活動（100%）
- ② 保健指導に関する活動（94.2%）

- ③ 健康診断に関する活動 (88.7%)
 - ④ 保健事務に関する活動 (88.5%)
 - ⑤ 健康相談に関する活動 (81.5%)
 - ⑥ 組織活動に関する活動 (70.8%)
 - ⑦ 疾病予防に関する活動 (62.3%)
- (平均利用率87.1%)

表4 調査した学校保健活動の種類と項目

保健活動の種類	項目(具体的活動)
健康診断に関する活動	身体計測
	視・聴力、色覚等の検査
	学校医等の検診
健康相談に関する活動	健康相談
救急看護に関する活動	救急処置・看護
	休養
組織活動に関する活動	保健関係の会合
保健指導に関する活動	保健指導用資料の掲示
	個別の保健指導
疾病予防に関する活動	予防接種
保健事務に関する活動	保健関係の事務処理

(2) 保健室の広さ別利用状況については、救急処置・看護、休養が広さに関係なく、全ての保健室において行なわれており、個別の保健指導についても、ほぼ同様の傾向を示している。

このことは、学校生活のうえで、突発的に発生するアクシデントに対処することが各校ともにあって、しかも普通の状態では少数ずつ散発的に発生するために、狭い保健室であっても対応できるからであろうと思われる。

また、個別の保健指導は個人を対象とした場合が多く、それほど広いスペースを必要としないため、狭い保健室においても多く行なわれているものと考えられる。

③～⑤の健康診断、保健事務及び健康相談は、法令等に規定されている、いわば義務的活動であることから、各学校において行なわれているが、それらの実施場所として保健室が利用されているのはおおむね「1教室以上」の保健室であって、特に「2分の1教室以下」の場合には利用率が急激に低下している。

その傾向は、身体計測、学校医等の検診、健康相談に強くみられる。

⑥及び⑦の組織活動、疾病予防に関する活動の保健室利用率は、それ以外の活動の場合よりも一段と低くなっている。

これは、中学校における学校保健委員会、職員保健委員会等保健組織の組織化が、全校のうちの3分の2程度^⑧であること、及び、予防接種のような地域公衆衛生活動が、しばしば小学校を会場として行なわれていることなどに原因があるものと推察される。

全体的な保健室利用率が低いこれらの活動の「2分の1教室未満」における利用率は一段と低くなっており、狭い保健室では、これらの活動が非常に行ないにくいことを示している。

保健室の利用状況を概観して言えることは、一部の活動を除き、広い保健室ほど多くの保健活動に利用されており、狭い保健室、特に「2分の1教室未満」の場合、多人数を対象としたり、学校外の人や機関（学校医、衛生関係部局等）の支援を得て行なう活動についての利用率が低くなっている。

(3) 保健室において行なわれた保健活動の利便の状況を見ると、次の順位で利便率（その活動のために利用した保健室のうち、利用にあたって便利であったもの）が高かった。

- ① 保健事務に関する活動（46.1%）
- ② 救急看護に関する活動（44.6%）
- ③ 健康相談に関する活動（44.3%）
- ④ 保健指導に関する活動（38.8%）
- ⑤ 組織活動に関する活動（37.0%）
- ⑥ 疾病予防に関する活動（37.0%）
- ⑦ 健康診断に関する活動（36.1%）

（平均利便率40.2%）

(4) 広さ別の利便状況についてみると、11項目全ての活動において、広いほど利便率が高く、特に広さによってその利便率の差が大きい活動は、予防接種、学校医等の検診、保健指導用資料の掲示であった。

これらの活動に共通していることは、一度に何人かの生徒を収容できる床面積または文章、図表等を掲示できるだけの壁面積が必要ということで、その意味から、狭い保健室の利便率が低くなっていると考えられる。

(5) 利用率と利便率との比較では、利用率の高い活動が必ずしも利便率も高いとは言えず、むしろ、利用率の高い活動ほど利便率が低い（利便率が利用率の50%以下）傾向を示している。

救急看護、保健指導、健康診断といった利用率の高い、すなわち、よく行なわれる保健活動の実施にあたって不便な保健室が多いということは、学校保健の推進にあたって、大きな問題と言えよう。

また、広さ別に利用率と利便率を比較すると、広い保健室ほどその差が小さく、狭い保健室ほど、利用はしても不便であるという傾向を示している。

表5 公立中学校（養護教諭配置校）保健室の利用状況（広さ別）

保健活動 保健室の 広さ	学 校 数	身 体 計 測	視 覚 聴 力 等 検 査	学 校 医 等 診	健 康 相 談	救 急 処 置 護	休 養	会 保 健 関 係 合	保 健 指 導 用 資 料 掲 示	個 別 の 保 健 指 導	予 防 接 種	保 健 関 係 理	平 均
1 教室以上	41	39	41	41	39	41	41	35	40	41	32	40	39.1
	※ (31.6)	95.1	100	100	95.1	100	100	85.4	97.6	100	78.0	97.6	95.3
½教室以上 1 教室未満	51	48	50	45	42	51	51	39	49	50	36	46	46.1
	(39.2)	94.1	98.0	88.2	82.4	100	100	76.5	96.1	98.0	70.6	90.2	90.4
½教室未満	38	26	30	26	25	38	38	18	29	36	13	29	28.0
	(29.2)	68.4	78.9	68.4	65.8	100	100	47.4	76.3	94.7	34.2	76.3	73.7
合 計	130	113	121	112	106	130	130	92	118	127	81	115	113.2
	(100)	86.9	93.1	86.2	81.5	100	100	70.8	90.8	97.7	62.3	88.5	87.1

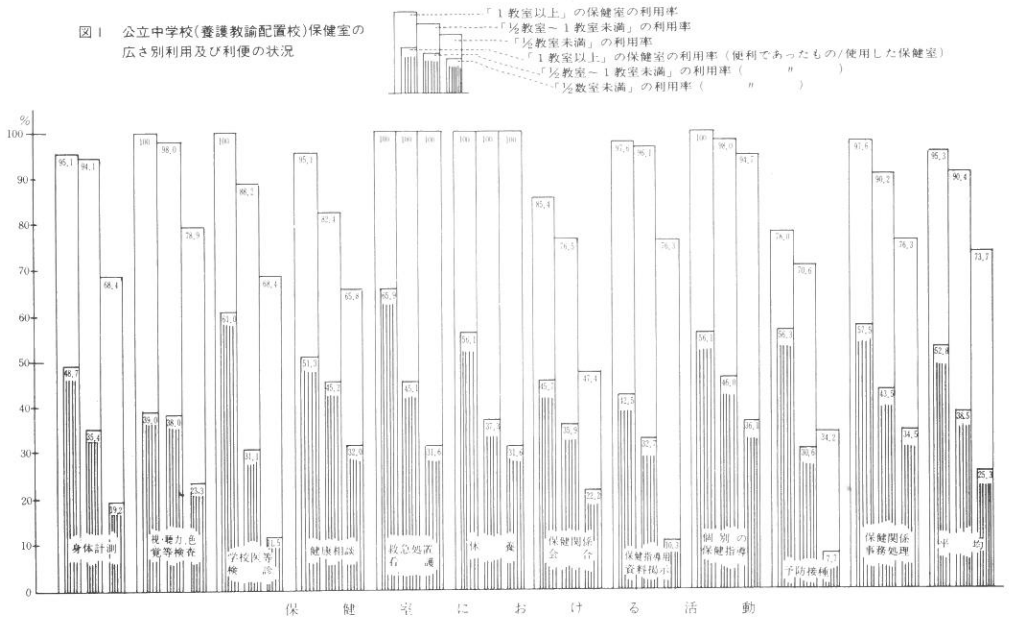
註 上段は、それぞれの活動を行なった学校数、下段は利用率(%)、学校数欄の()内は全校に対する割合(%)を示す。

表6 公立中学校（養護教諭配置校）保健室の利便状況（広さ別）

保健室における活動 保健室の広さ	身体計測	視・聴力、色覚等検査	学校医等の検診	健康相談	救急処置	看護	休養	保健関係の会合	保健指導資料の掲示	個別の保健指導	予防接種	保健関係の事務処理	平均
	1教室以上	19 48.7	16 39.0	25 61.0	20 51.3	27 65.9	23 56.1	16 45.7	17 42.5	23 56.1	18 56.3	23 57.5	20.6 52.8
1/2教室以上 1教室未満	17 35.4	19 38.0	14 31.1	19 45.2	23 45.1	19 37.3	14 35.9	16 32.7	23 46.0	11 30.6	20 43.5	17.7 38.5	
1/2教室未満	5 19.2	7 23.3	3 11.5	8 32.0	12 31.6	12 31.6	4 22.2	3 10.3	13 36.1	1 7.7	10 34.5	7.1 25.3	
合計	41 36.3	42 34.7	42 37.5	47 44.3	62 47.7	54 41.5	34 37.0	36 30.5	59 46.5	30 37.0	53 46.1	45.5 40.2	

註 上段は、それぞれの活動を行なうことが便利であった学校数、下段は、その利用した学校数に対する割合（％）

図1 公立中学校（養護教諭配置校）保健室の広さ別利用及び利便の状況



3. 養護教諭配置校の保健室の、校舎補助基準における広さ別利用及び利便の状況（表7、8）

- (1) 11項目の活動のうち、身体計測、健康相談、保健指導用資料の掲示については、その利用率が「ほぼ適合」>「適合」、学校医等の検診については、「不適合」>「ほぼ適合」さらに個別の保健指導については、「不適合」>「適合」>「ほぼ適合」となっている。
- (2) 「適合」保健室の利用率が、「1教室以上」の利用率に比べて低く、基準に合った保健室とはいえ、必ずしもじゅうぶんな利用がなされているとは言い難い。

特に、保健関係の会合、予防接種、保健関係事務処理の「適合」と「1教室以上」とにおける利用率が10%前後、それぞれ後者が高いことは、小規模校においても、それらの活動のためには、ある程度の広さをもった保健室が必要であることを示していると言えよう。

- (3) 利便の状況を見ると、11項目の活動のうち7項目までが、「不適合」>「ほぼ適合」という状況で、全項目の平均においても同様になっている。

さらに、「適合」保健室の平均利用率が「1教室以上」のそれに比較して低く、特に、学校医等の検診、救急処置・看護、予防接種については、利用率の差が11～17%と開いている。

表7 公立中学校（養護教諭配置校）保健室の利用状況（基準適合、不適合別）

保健室における活動 基準適合 不適合別	学校数	身体計測	視覚聴力検査	学校医等検診	健康相談	救急処置看護	休養	保健関係	会合	保健指導	資料指示	個別の指導	保健指導	予防接種	保健関係	事務処理	平均
適合	91	84	86	84	77	91	91	67	84	89	62	81	81.5				
	(70.0)	92.3	94.5	92.3	84.6	100	100	73.6	92.3	97.8	68.1	89.0	89.5				
ほぼ適合	17	16	16	12	15	17	17	12	16	16	10	15	14.7				
	(13.1)	94.1	94.1	70.6	88.2	100	100	70.6	94.1	94.1	58.8	88.2	86.6				
不適合	22	13	19	16	14	22	22	13	18	22	9	19	17.0				
	(16.9)	59.1	86.4	72.7	63.6	100	100	59.1	81.8	100	40.9	86.4	77.3				
合計	130	113	121	112	106	130	130	92	118	127	81	115	113.2				
	(100)	86.9	93.1	86.2	81.5	100	100	70.8	90.8	97.7	62.5	88.5	87.1				

表8 公立中学校（養護教諭配置校）保健室の利便状況（基準適合、不適合別）

保健室における活動 基準適合 不適合別	身体計測	視覚聴力検査	学校医等検診	健康相談	救急処置看護	休養	保健関係	会合	資料指示	個別の指導	保健指導	予防接種	保健関係	事務処理	平均
適合	37	34	37	40	49	43	28	31	45	28	43	37.7			
	44.0	39.5	44.0	51.9	53.8	47.3	41.8	36.9	50.6	45.2	53.1	46.3			
ほぼ適合	1	3	1	3	5	5	3	3	7	1	4	3.3			
	6.3	18.8	8.3	20.0	29.4	29.4	25.0	18.8	43.8	10.0	26.7	22.2			
不適合	3	5	4	4	8	6	3	2	7	1	6	4.5			
	23.1	26.3	25.0	28.6	36.4	27.3	23.1	11.1	31.8	11.1	31.6	26.2			
合計	41	42	42	47	62	54	34	36	59	30	53	45.5			
	36.3	34.7	37.5	44.3	47.7	41.5	37.0	30.5	46.5	37.0	46.1	40.2			

4. 保健室の利用及び利便の状況からみた広さ等についての考察

上記1～3について総合すると、次のようなことが考えられる。

- (1) 学校保健法第19条に規定されている健康診断、保康相談、救急処置等の活動を行なうための保健室としては好ましくないと考えられるものが多くみられ、特に狭い保健室ほど、利用及び利便の点で問題をもつものが多い。
- (2) 法令等に規定されている活動以外に、今日の学校教育において必要な保健活動は多く、それら多くの活動を満足に実施できる保健室が非常に少ないことは、生徒等の心身の健康の保持増進のうえから、改善を要することと考えられる。
- (3) じゅうぶんな広さをもつ保健室は、学校保健活動の実施にあたっての基本条件と考えられるが、その条件が満たされていないのは、昭和29年1月に出された文部省初等中等教育局長通達「保健室の広さは、おおむね普通教室の広さとし、……」が、学校保健法の制定

に伴う昭和33年6月の文部事務次官通達によって廃止されたことにも、大きな原因があると考えられる。

- (4) 現在保健室の広さに関する参考基準として示されている、校舎補助基準の算定基礎は、学校規模（学級数）別に保健室の面積を出しているが、実際に保健活動を行なう場合、学級数に基づく面積というのは実情に合わない。むしろ、普通教室同様、学級数の多少にかかわらず、同一面積、すなわち、普通教室1つ分以上という基準が適当であると考えられる。
- (5) 当面、兼用保健室をもつ学校においては、各種学校保健活動が効果的に行なえるよう専用保健室の確保に努めるとともに、国、地方公共団体においては、一層養護教諭の配置促進を図り、特に、都部小規模校における保健室の整備、ひいては保健室活動の充実に努める必要があろう。

まとめと今後の課題

1. 学校保健活動の中心的な場と考えられる保健室の広さ及びそこにおける保健活動の実態を知り、望ましい保健室のありかたを考えるため、岡山県内の全公立中学校について調査を行なった。
2. 調査内容は、各学校の保健室の広さ、専用、兼用の別、保健室において行なった保健活動及びそれらの活動にあたっての便利さである。
3. 調査の結果、次のことが明らかになった。
 - (1) 岡山県内の全ての公立中学校に保健室が設けられているが、全国水準に比較して、兼用保健室の割合が高くなっている。
 - (2) 保健室の広さは、「2分の1教室未満」が最も多く、次いで「2分の1教室以上1教室未満」「1教室以上」の順である。
 - (3) 狭い保健室ほど兼用が多い。
 - (4) 養護教諭の未配置校に、狭い保健室及び兼用保健室が多い。
 - (5) 保健室活動の実施状況と保健室の広さとの間には、一部を除いて広いほど各種保健活動に利用されるという関係がみられる。
 - (6) 保健室活動にあたっての利便についても、広いほど便利であるという傾向がみられる。
 - (7) 保健室の利用が多いこと必ずしも便利とはいえない。特に、狭い保健室において、その傾向が顕著である。
 - (8) 学校規模（学級数）別に算定された校舎補助基準における保健室の広さは、利用及び利便の状況から必ずしも適当とは言えず、むしろ、生徒数に関係なく、1教室分以上の広さをもつ保健室を設置する方が、保健活動を充実させ得る。

4. 今後の課題

今回の調査は、保健室活動の状況と、保健室の物理的条件のうちの1つである広さのみについて行なったのであるが、学校保健の推進のために好ましい保健室であるための条件としては、広さの他に、学校内における位置、陽あたり、換気等の環境衛生的条件、内部の施設設備、備品及びそれらの配置など^④が考えられる。

今後は、児童生徒の健康の向上に効果的に機能する保健室の各種条件について明らかにし、望ましい保健室の姿を考えていきたい。

最後に、この調査にあたって便宜を図っていただいた岡山県教育委員会保健体育課村上健課長補佐、河口忠司主幹（現用度課主幹）大森誠二指導主事に厚く御礼申しあげる次第であ

る。

参考文献

- ① 学校保健資料室編「学校保健管理の実施手引」 昭40、東山書房
- ② 江口篤寿「保健室の仕事」 昭41、医学書院
- ③ 小倉学編「養護教諭の職務研究第1集」 昭41、東山書房
- ④ 小倉学編「養護教諭の職務研究第2集」 昭42、東山書房
- ⑤ 村上賢三「学校保健センター設置の提案とその構想」 昭39、健康教室No.158 東山書房
- ⑥ 安藤志ま「保健センターの機能を生かす保健室」 昭45、健康教室No.231 東山書房
- ⑦ 保健体育審議会「児童生徒等の健康の保持増進に関する施策について（答申）」 昭47
- ⑧ 岡山県教育委員会編「昭和51年度学校保健概要」 昭52
- ⑨ 槇仁子「保健室の望ましい施設、設備」 昭50、健康と体力No.74 第一法規

昭和53年3月31日受理